

（暫定版）

山梨県医師修学資金貸与制度 のしおり

（令和９年度版）

山梨県福祉保健部 医務課

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	キャリア形成プログラムに基づく契約について	3
第 3	申込み手続き	4
第 4	貸与の決定	6
第 5	貸与契約の解除、貸与の休止・保留	7
第 6	返還の免除	8
第 7	返還・猶予	11
第 8	異動と届出	12

第1 制度のあらまし

山梨県医師修学資金制度は、将来、山梨県内の公立病院等の医師として従事しようとする医学生等に対して、山梨県が修学資金を貸与する制度です。

貸与を受けた医学生等が、医師免許取得後、一定期間、県内の公立病院等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

なお、地域枠入学者においては、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、第二種医師修学資金の返還が免除されることを基本とした制度となります。

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
貸与対象者	次の要件を全て満たす者 ①大学の医学を履修する課程に在学していること ②将来、県内の公立病院等に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ①大学の医学を履修する課程に在学していること ②将来、県内の特定公立病院等に医師として勤務する意思があること	次の要件を全て満たす者 ①山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学していること ②医師免許を取得していること ③将来、県内の公立病院等に医師として勤務しようとする意思があること
貸与月額	50,000円 (6年間：3,600,000円)	国公立大学：200,000円 (6年間：14,400,000円) 私立大学：250,000円 (6年間：18,000,000円)	50,000円 (4年間：2,400,000円)
貸与人数	①山梨大学：5人 ②県外大学：5人 ・1年生を優先するが、貸与枠に余裕がある場合、 <u>2年生以上にも貸与する。</u> ・貸与人数は、調整する場合がある。	①山梨大学：35人 ・地域枠入学者（※1） ②北里大学：2人 ・地域枠入学者（※1） ③昭和医科大学：2人 ・地域枠入学者（※1） ④全ての大学：5人 ・一般枠入学者	○山梨大学大学院：5人 ・貸与人数は、調整する場合がある。
貸与期間	貸与決定の年から、大学の正規の修業年限まで	同 左	貸与決定の年から、大学院の正規の修業年限まで
返還にあたっての金利	年 10%		
利息適用期間	貸与を受けた日の翌日から返還事由が生じた日まで		

種 別	第一種医師修学資金	第二種医師修学資金	第三種医師修学資金
返還債務 免除要件	次の要件を全て満たした場合 ① 卒業後 2 年以内に医師の免許を取得 ② 医師免許取得後、6 年を経過するまでに 3 年間、県内の公立病院等（※ 2）において診療に従事 ③ 県内病院が実施する臨床研修を修了（※ 5）	次の要件を全て満たした場合 ① 卒業後 2 年以内に医師の免許を取得 ② 医師免許取得後、貸与期間の 5/2 に相当する期間を経過するまでに貸与期間の 3/2 に相当する期間、知事が指定する（※ 3）県内の特定公立病院等（※ 4）において診療に従事 ③ 県内病院が実施する臨床研修を修了（※ 5） ④ 専門研修を受ける場合は、県内病院が実施する専門研修を修了（※ 6） ⑤ 昭和医科大学地域枠入学者については、知事が定める診療科に係る診療に従事 （内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科、総合診療科）	次の要件を全て満たした場合 ○ 修了又は退学後から引き続き 3 年間、県内の公立病院等において診療に従事

キャリア形成プログラムについて ※詳細は次頁	・返還免除にあたり地域枠入学者はキャリア形成プログラムを満了する必要があります。 ・第 2 種医師修学資金の返還免除要件②～④はキャリア形成プログラムの満了要件となっており、特に、返還免除要件②の「知事が指定する県内の特定公立病院等において診療に従事」に基づき、医師の確保を特に図るべき区域等（甲府市と中央市以外の県内）に所在する特定公立病院等に原則 4 年間以上勤務する必要があります。
キャリア形成 前支援プラン	令和 5 年度からの第 1 種・第 2 種修学資金の貸与を受けた者は、大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成前支援プランに参加することになります。

（※ 1）令和 2 年度以降の地域枠入学者については、第二種医師修学資金の貸与を受けることが要件となります。**また、地域枠入学者については、上記の返還債務が免除になる期間について県内の特定公立病院等で勤務する旨の誓約書を提出していただきます。**

（※ 2）公立病院等：官公立病院、救急告示病院 等

（※ 3）知事の指定は、平成 27 年度以降に新規に修学資金の貸与を受けた者が対象となります。また、知事の指定は、山梨県地域医療支援センターで調整した後に行います。知事が指定する病院は、キャリア形成プログラムに基づきキャリア形成等を考慮して決定します。

（※ 4）特定公立病院等：官公立病院、臨床研修病院、災害拠点病院、専門研修における基幹病院及び連携病院 等

（※ 5）県内病院での臨床研修修了は、平成 24 年度以降の新規に貸与を受けた者が対象となります。（北里大学及び昭和医科大学の地域枠入学者は令和 2 年度以降の新規に貸与を受けた者が対象になります）

（※ 6）県内病院での専門研修修了は、令和 2 年度以降の新規に貸与を受けた者が対象となります。

注 貸与の決定、契約の締結に当たっては、必要に応じ、面接等を実施いたします。

また、貸与契約締結期間中は、必要に応じ、報告を求め、又は面接・面談等を実施します。

第2 キャリア形成プログラムについて

概要

キャリア形成プログラムとは、医療法等に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保及び能力開発や向上を図ることを目的として、都道府県が策定する配置方針です。

勤務ルール

- (ア) 医師免許取得後、15年間の管理期間のうち、臨床研修を含め通算9年間で就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務する。
- (イ) 就業義務年限のうち4年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（※）（以下、区域A）に所在する知事が指定する特定公立病院等に勤務する。
- ※山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」。
- ただし、4年間のうち2年間までは、医師の確保を特に図るべき区域等に準じる区域（以下、区域B）に所在する知事が指定する特定公立病院等での臨床研修修了後の勤務をもって替えることができる。

特定公立病院等の区域については次のように定める。

医師の確保を特に図るべき区域等 （区域A）	甲府市・中央市を除く中北医療圏、峡東医療圏、峡南医療圏及び富士・東部医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等に準じる区域 （区域B）	甲府市・中央市（ただし山梨県立中央病院・山梨大学医学部附属病院を除く）

(ウ) (イ) の4年間で少なくとも1年間は、臨床研修終了後に、区域Aにおいて常勤勤務する。

(エ) 配置方針の特例規定については、次のように定める。

1. 上記（ウ）の代替・免除特例

- 診療科の特性等によりやむを得ない場合には区域Aにおける臨床研修1年の実施をもって替えることができる。
- 区域Aにおける二次救急当番日の当直通算100回の実施をもって免除することができる。ただし、常勤勤務する勤務先での当直は回数に含めない。

2. 診療科ごとの特例

- 県内の医療提供体制の集約化が十分に進んでおり、中核病院に勤務しながら県内医療の需要に広く対応することができ、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務を要しない診療科として指定する診療科については、上記（ウ）の義務達成をもって上記（イ）の残り3年間の義務を免除する。

対象：病理診断科、臨床検査科

○勤務ルール概要

県内特定公立病院等での勤務方法		県内特定公立病院等での勤務9年分			
		医師の確保を特に図るべき区域等での勤務4年分			
		区域A 常勤1年	区域A勤務3年分		
				区域B勤務で代替 2年まで	
区分A （区域Aに所在する特定公立病院等）	臨床研修 ※1ヶ月以内の短期研修を除く	× 原則	○	—	○
	常勤勤務（臨床研修以外）	○ 1年目	○ 2年目以降	—	○
	非常勤勤務	×	○	—	○
区分B （区域Bに所在する特定公立病院等）	臨床研修	×	×	×	○
	常勤勤務（臨床研修以外）	×	×	○	○
	非常勤勤務	×	×	○	○
区分C （区分A、Bに含まれない特定公立病院等）	臨床研修	×	×	×	○
	常勤勤務（臨床研修以外）	×	×	×	○
	非常勤勤務	×	×	×	○

第3 申込み手続き

山梨大学医学部生・山梨大学大学院生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨大学医学部キャンパスへ申込みをしてください。

申請書は山梨県医務課のホームページからもダウンロードできます。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ **医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- ☐ **本人の住民票の写し**（本籍が記載され、申請の日前2月以内に発行されたもの）
※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- ☐ **連帯保証人の令和8年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること。
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要です
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者
- ☐ **医師免許証の写し**（第3種医師修学資金の貸与申請者のみ）

問合せ・申込み先

- 山梨大学医学部キャンパス
山梨大学医学域事務部学務課学生グループ
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110 Tel 055-273-9342

北里大学・昭和医科大学医学部生（山梨県地域枠入学学生）の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、北里大学医学部事務室・昭和医科大学学事部富士吉田校舎事務課へ申込みをしてください。

申請書は山梨県医務課のホームページからもダウンロードできます。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ **医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- ☐ **本人の住民票の写し**（本籍が記載され、申請の日前2月以内に発行されたもの）
※注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- ☐ **連帯保証人の令和8年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること。
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要です
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者

問合せ・申込み先

- 北里大学医学部 事務室学生課
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里1-15-1 Tel 042-778-9041
- 昭和医科大学学事部 富士吉田校舎 事務課
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田4562 Tel 0555-22-4403

県外大学医学部生の方へ

募集期間内に、「医師修学資金貸与申請書」（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨県医務課まで申込みをしてください（申請書は山梨県医務課のホームページからダウンロードできます）。

医師修学資金貸与申請書類

- ☐ **医師修学資金貸与申請書**（第1号様式）
- ☐ **本人の住民票の写し**（本籍の記載されたもの。申請の日前2月以内に発行されたもの）
※ 注 個人番号が記載された住民票の写しは受理できませんので、記載しないでください
- ☐ **連帯保証人の令和8年分所得を証明する書類及び印鑑証明書**
※ 別紙所得証明用紙に連帯保証人が必要事項を記入し、記名捺印したもの。所得額を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）を添付すること
※ 連帯保証人について
申請に当たっては、以下の要件を満たす2名の連帯保証人が必要です
①独立の生計を営む者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと）
②修学資金の貸与を受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人
③一定の所得がある者
- ☐ **在学証明書**
- ☐ **レポート（地域医療に対する考えを800字程度で）**

問合せ・申込み先

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当 医師修学資金係
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

第4 貸与の決定

申請者から「医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山梨県において書類審査を行い、その結果について直接申請者あて郵送します。

山梨県が貸与を決定すべきと判断した方については、その後山梨県との間で速やかに契約を取り交わし、修学資金の貸与を開始します。

1 契約の締結

☐ 「医師修学資金貸与契約書」（第2号様式）：2通

《手順》

- ① 医学生と連帯保証人が記名、捺印（印鑑登録されている印）
- ② 2通の内、1通に所定の金額の**収入印紙**を貼付、医学生が**割印を捺印**
- ③ 貸与決定通知を受けた日から指定する日までに2通とも山梨県に提出
- ④ 山梨県において、知事印捺印後、1通を医学生あて返送（契約書は保管をお願いします）

※収入印紙の額

貸与開始時の学年	第1種	第2種		第3種
		国公立大学	私立大学	
1 学年	2,000円	20,000円	20,000円	2,000円
2 学年	2,000円	20,000円	20,000円	2,000円
3 学年	2,000円	10,000円	20,000円	2,000円
4 学年	2,000円	10,000円	10,000円	1,000円
5 学年	2,000円	2,000円	10,000円	
6 学年	1,000円	2,000円	2,000円	

※提出方法については、簡易書留等、発送した記録が残る方法で発送してください（送料はご負担ください）。または、指定された期間・場所（山梨大学又は山梨県庁福祉保健部医務課を予定）へ書類を直接持参してください。

☐ 「医師修学資金口座届」（別紙1）：1通

口座の情報が分かる紙をつけて、上記契約書と共に山梨県に提出してください。

☐ 「誓約書」（貸与決定通知送付時に様式を送付）：1通

上記契約書とともに山梨県に提出してください。

2 修学資金の貸与

- 同一学年における貸与の上限は12ヶ月とします。
- 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の全額の貸与を受けた際には、「**医師修学資金・医師研修資金借用証書**」（第4号様式）を提出する必要があります。

第5 貸与契約の解除、貸与の休止・保留

1 貸与契約の解除

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与契約は解除されます。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成できなくなると認められるとき

貸与契約が解除された場合、修学資金と利息の返還義務が生じます（P 11 参照）

※返還の免除及び猶予については、P 8～11 参照

2 貸与の休止・保留

(1) 貸与の休止

- 修学資金の貸与を受けた者が休学し、または停学の処分を受けたとき
：復学するまでの期間
(休止以前に既に貸与された修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が復学した後の分として貸与されたものと見なします。)

(2) 貸与の一時保留

- 修学資金の貸与を受けた者が正当な理由がなく、毎年4月15日までに前年度の学業成績証明書を提出しなかったとき

第6 返還の免除

1 返還免除

以下の要件を全て満たすこととなった場合には、修学資金等の返還の債務が全額免除されます。

また、返還債務の免除を受けるために診療に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため医師の業務に従事することができなくなった場合についても、全額免除されます。

(1) 第一種医師修学資金

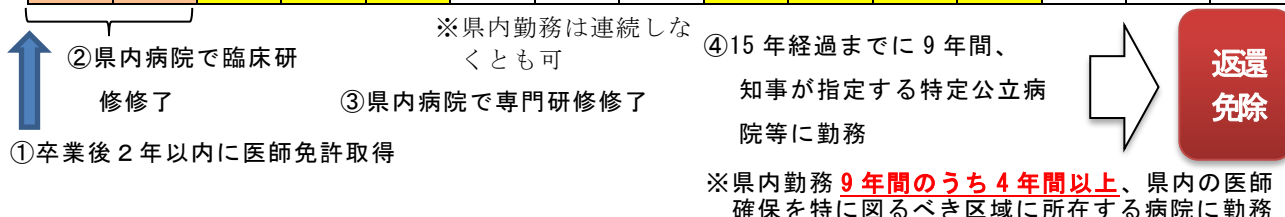
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、6年を経過する月までの間(災害、疾病その他やむを得ない理由により診療に従事できない期間は算入しない)に、3年間、山梨県内の公立病院等において診療に従事すること
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること(平成24年度以降に新規貸与を受けた場合)

(2) 第二種医師修学資金

- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得していること
- 医師免許を取得した日の属する月から起算して、修学資金の貸与を受けた期間の5/2に相当する期間を経過する月までの間(災害、疾病その他やむを得ない理由により診療に従事できない期間は算入しない)に、貸与を受けた期間の3/2に相当する期間、知事が指定する県内の特定公立病院等において診療に従事すること
- ※ 6年間貸与を受けた場合は15年経過するまでに9年間従事。
- ※ 知事の指定は、平成27年度以降に新規貸与を受けた方が対象です。
- 知事の指定は、山梨県地域医療支援センター(本人のキャリア形成と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するため山梨大学医学部附属病院と山梨県が共同で設置している機関)で調整した後に行います。知事が指定する病院は、キャリア形成プログラムに基づきキャリア形成等を考慮して決定しますが、一定期間(4年以上)県内の医師確保を特に図るべき区域に所在する病院において医師として従事する必要があります。
- 県内の病院が実施する医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了すること(平成24年度以降に新規貸与を受けた場合)(北里大学及び昭和医科大学地域枠入学者は令和2年度以降に新規貸与を受けた場合)
- 専門研修を受ける場合は、県内の病院が実施する専門研修を修了すること(令和2年度以降に新規貸与を受けた場合)
- 昭和医科大学地域枠入学者については、知事が定める診療科に係る診療に従事

〈例〉 第二種医師修学資金の貸与を6年間受けた場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
県内1	県内2	県内3	県内4	県内5 医師確保 保区域	県外	県外	県外	県内6 医師確保 保区域	県内7 医師確保 保区域	県内8 医師確保 保区域	県内9			



(3) 第三種医師修学資金

- 大学院の課程を修了、又は退学した日の属する月の翌月から引き続いて、3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により医師の業務に従事できない期間は算入しない）、山梨県内の公立病院等において医師の業務に従事すること

※「公立病院等」「特定公立病院等」（返還免除の対象となる医療機関一覧）

下表の医療機関は、全て「山梨県内の公立病院等」に該当する医療機関です。

そのうちの、 は、「山梨県内の特定公立病院等（第2種の対象）」に該当する医療機関です。
（令和8年3月現在）

施設名	開設者	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	(独)国立病院機構	甲府市天神町 11-35
山梨大学医学部附属病院	国立大学法人山梨大学	中央市下河東 1110
山梨県立中央病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	甲府市富士見 1-1-1
市立甲府病院	甲府市	甲府市増坪町 366
独立行政法人地域医療推進機構山梨病院	(独)地域医療機能推進機構	甲府市朝日 3-8-31
武川病院	医療法人武川会	昭和町飯喰 1277
甲府城南病院	医療法人慈光会	甲府市上町 753-1
甲府脳神経外科病院	医療法人篠原会	甲府市酒折 1-16-18
甲府共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	甲府市宝 1-9-1
三枝病院	医療法人社団慈成会	甲斐市竜王新町 1440
山梨県立あけぼの医療福祉センター	山梨県	韮崎市旭町上條南割 3313-1
山梨県立北病院	地方独立行政法人山梨県立病院機構	韮崎市旭町上條南割 3314-13
韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院	韮崎市	韮崎市本町 3-5-3
北杜市立甲陽病院	北杜市	北杜市長坂町大八田 3954
北杜市立塩川病院	北杜市	北杜市須玉町藤田 773
巨摩共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	南アルプス市桃園 340
医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	医療法人徳洲会	南アルプス市西野 2294-2
山梨市立牧丘病院	山梨市	山梨市牧丘町窪平 302-2
甲州市立勝沼病院	甲州市	甲州市勝沼町勝沼 950
加納岩総合病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1309
財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	財団法人山梨厚生会	山梨市落合 860
塩山市民病院	財団法人山梨厚生会	甲州市塩山西広門田 433-1
医療法人康麗会 笛吹中央病院	医療法人康麗会	笛吹市石和町市部 47-1
一宮温泉病院	医療法人桃花会	笛吹市一宮町坪井 1745
石和共立病院	(公社)山梨勤労者医療協会	笛吹市石和町広瀬 623
富士温泉病院	一般財団法人山梨整肢更生会	笛吹市春日居町小松 1177
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立 飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	身延町飯富 1628
峡南医療センター企業団富士川病院	峡南医療センター企業団	富士川町鯉沢 340-1
医療法人峡南病院	医療法人峡南病院	富士川町鯉沢 1806
公益財団法人 身延山病院	(公財)身延山病院	身延町梅平 2483
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市	富士吉田市上吉田東 7-11-1
山梨赤十字病院	日本赤十字社山梨県支部	富士河口湖町船津 6663-1
大月市立中央病院	大月市	大月市大月町花咲 1225

都留市立病院	都留市	都留市つる 5-1-55
上野原市立病院	上野原市	上野原市上野原 3195
医療法人社団青虎会ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	医療法人社団青虎会	都留市四日市場 188
住吉病院	(公財) 住吉偕成会	甲府市住吉 4-10-32
山角病院	医療法人山角会	甲府市美咲 1-6-10
HANAZONOホスピタル	(公財) リヴィーズ	甲府市和田町 2968
回生堂病院	医療法人回生堂病院	都留市四日市場 270
日下部記念病院	社会医療法人加納岩	山梨市上神内川 1363
韮崎東ヶ丘病院	医療法人韮崎東ヶ丘病院	韮崎市穂坂町宮久保 1216
峡西病院	医療法人南山会	南アルプス市下宮地 421
三生会病院	(公財) 三成会	上野原市上野原 1185
その他県や市町村等が開設する公的な診療所		

※ 医療機関の認定状況等により変動することがあります。(詳しくはお問い合わせください。)

2 勤務期間の計算

- 勤務期間については、勤務を始めた日の属する月から、勤務しなくなった日の属する月までの月数により計算します。
休職(停職)の期間があるときは、休職(停職)になった日の属する月から休職(停職)が終了した日の属する月までは勤務期間から除かれます。
- 常勤医(1週間当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む)としての勤務に加えて、一定の要件を満たす場合の非常勤勤務についても、勤務時間に応じて免除期間の算定対象とします。
なお、第一種医師修学資金、第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、勤務しながら山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学している場合も、対象医療機関で勤務していれば返還債務免除のための期間として取り扱います。

3 裁量免除

修学資金の貸与を受けた者が、死亡、重度心身障害その他やむを得ない理由により貸与を受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、知事の裁量により、返還義務が免除される場合があります。

4 免除の申請

修学資金等の返還の免除を受けようとする場合には、免除事由が生じた後速やかに「**医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書**」(第6号様式)を提出してください。

《医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書 添付書類》

- 免除事由に該当することを証明する書類
(例) 当然免除の場合 **就業証明書**(別紙5)(全勤務機関分)
裁量免除の場合 **心身の故障を証明する医師の診断書等**

第7 返還・猶予

1 返 還

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、利息適用期間(※)に応じ、**年10%の割合で計算した利息を付して、貸与を受けた修学資金を全額一括返還**しなければなりません。

※利息適用期間：貸与を受けた日の翌日から当該理由が生じた日まで

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき（P7参照）
- 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業し、又は大学院の課程を修了し、若しくは退学した後、死亡したとき（免除になる場合を除く）
- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得することができなかったとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※ 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合で延滞利息を支払わなければなりません。

2 返還の猶予

修学資金の貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間は、修学資金等の返還の猶予が受けられます。

- 第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学に在学しているとき
- 第三種医師修学資金の貸与を受けた者が、引き続き大学院に在学しているとき
- 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認められるとき

3 返還の猶予の手続き

返還の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して 14 日以内に「**医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書**」（第7号様式）に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 **市町村の発行する罹災証明書** など
疾病の場合 **医師の診断書** など

第8 その他（異動と届出）

1 大学在学中、大学院在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の**学業成績を証明する書類（学長等の証明のある成績証明書）を提出**してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、**直ちに「状況届」（第8号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出**してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 休学し又は国内外へ留学し、もしくは停学の処分を受け、又は復学したとき
- 留年したとき
- 退学したとき
- 卒業し、又は課程を修了したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき

2 大学卒業後、大学院修了（又は退学）後の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、4月1日現在の「現況届」（第9号様式）と前年度の「勤務証明書」（別紙6）を提出してください。

(2) 異動届出

次のいずれかに該当することとなった場合には、**直ちに「状況届」（第8号様式）にその事実を証するに足る書類を添えて提出**してください。

- 氏名、本籍又は住所を変更したとき
- 連帯保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき
- 医師免許を取得したとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事し、又は従事しなくなったとき
- 医師の業務（臨床研修を含む）に従事する施設を変更したとき

3 その他の届出

- 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき

連帯保証人は、速やかに「**死亡届**」（第10号様式）を提出してください。

- 連帯保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、若しくは連帯保証人として適当でない事由が生じたとき又は連帯保証人を変更しようとするとき
新たに連帯保証人を定めて、速やかに「**医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願**」（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出し、山梨県の承認を受ける必要があります。

- ① 新たな連帯保証人の所得を証する書類
- ② 新たな連帯保証人の印鑑証明書

やまなしの医師確保 検索



申請書は、山梨県庁のホームページからダウンロードできます

https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/ishikakuho/kakuhojigyo/shugakushikin_todokede.html

【問合せ先】

- ◎ 山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
Tel 055-223-1480 Fax 055-223-1486

- ◎ 山梨大学医学部キャンパス
医学域事務部学務課学生グループ
〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110
Tel 055-273-9342

- ◎ 北里大学医学部 事務室学生課
〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里 1-15-1
Tel 042-778-9041

- ◎ 昭和医科大学学事部 富士吉田校舎事務課
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田 4562
Tel 0555-22-4403